

	<p>することが有効と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●プラットフォームを媒介してこれらの取組みを民間事業者と共有することが可能となれば、事業所管課にとって多くの民間事業者のノウハウやアイデア等を活用できる可能性があるだけでなく、貸付事業の周知を図ることが可能となるため、公募の競争性が高まることも期待できる。また、民間事業者にとっても、案件の対象が拡大することで、自社の収益獲得の機会が得られ、プラットフォームに対する参加の意欲も喚起されるものと考えられる。
	<p>対策(4)-3. 事業化の可能性のある案件の発掘・仕込み</p> <ul style="list-style-type: none"> ●PPP/PFIによる事業化の可能性のある一定数の案件ストックの抽出・把握を行っておくことが必要であり、案件ストックの数を積み上げるためにも、PPP/PFIで事業化することが適切な案件の積極的な発掘や、準備等の仕込みを行うことが考えられる。 ●具体的には、地方公共団体内や、後述する、複数の地方公共団体を合わせて広域化した対象区域内において、同種・類似の公共施設等に係る行政課題を棚卸した上で、それぞれの案件に対して、PPP/PFIによる事業化の適用を検討することが考えられる。 ●各地方公共団体における案件の棚卸しにあたっては、事業所管課からの行政課題のリストアップのみではなく、庁内を俯瞰的にみる庁内部署や外部の視点から、行政課題・案件の把握・抽出(発掘)を行うことや、数年後に課題となることの準備として、事業化を見据えた対応の方向性の想定(仕込み)を行うことが重要であると考えられる。 ●各行政課題の事業化の見込みについては、多くの案件については、これまで全国で取り組まれているPPP/PFIによる事業化の類似事例等を参考にすることで、適切性・実現性の一定の見込みを判断することができると考えられる。新規性の高い行政課題への対応については、先導的な案件と位置付け、検討にあたっての国等の補助事業の活用等により調査を行うことにより、事業化への実現性を見込みを検討することが考えられる。
	<p>課題(5) 広域運営スキームの確立</p> <p>⇒平成28年度については、地域プラットフォームの運営に内閣府の支援を得たが、今後は市として自立し、持続可能で効果的な地域プラットフォームを形成していく必要がある。</p>
対策	<ul style="list-style-type: none"> ●複数の地方公共団体を跨る地域プラットフォームの形成も継続的な案件供給には有効と考えられる。広域の運営スキームについては次章で考察する。

第三章 次年度以降の活動計画等の検討

1. 地域プラットフォームの広域化のあり方について

佐世保市における次年度以降の活動計画を検討するにあたっては、佐世保市が連携中枢都市圏構想の形成に取り組んでいることから、地域プラットフォームの広域化のあり方について先ず検討する必要がある。以下、地域プラットフォームの広域化について考察する。

1-1. 広域化のメリット

地域プラットフォームに係る広域化のメリットを以下に整理する。

(1) 地方公共団体のメリット	
(1)-1. 地域プラットフォームにて検討の対象となる案件の増加と小規模自治体における PPP/PFIの推進	<ul style="list-style-type: none">●複数の地方公共団体が一つの地域プラットフォームを形成することにより、これを構成する地方公共団体が発注を検討する全てのPFI 事業が地域プラットフォームの取扱いの対象となれば、継続的な案件供給が容易となる。●また、単独では地域プラットフォーム形成が難しい中小規模の地方公共団体における PPP/PFI 事業の推進が加速することも期待される。
(1)-2. 地域プラットフォームを通じたノウハウや経験等の共有	<ul style="list-style-type: none">●地方公共団体においては、PFI事業を手がけても、そこで得られた貴重なノウハウや経験が他の地方公共団体との間で共有されることは少ないが、近隣の地方公共団体が広域の地域プラットフォームで連携することにより、ノウハウ等をプラットフォームそのものに蓄積し、共有することが期待できる。
(1)-3. 財政的負担の分担	<ul style="list-style-type: none">●地域プラットフォームの開催に伴い発生する費用負担等について、関連する地方公共団体で分担し、各々の財政負担を軽減することが期待できる。
(1)-4. 地方公共団体の垣根を越えたアイデアの創出	<ul style="list-style-type: none">●今後、各地方公共団体が公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の集約化・再配置を実行していくうえで、地方公共団体の垣根を越えた新たなアイデアが生まれる可能性も期待される。●具体的には、公共施設の改修・改築・維持管理や設備の一斉導入などについて、地方公共団体の境界に捉われず、広域でバンドリングする事業や地方公共団体の境界に捉われない公共施設の統廃合、文化・スポーツ施設、有料駐車場など収益が生じる施設等におけるスケールメリットを活かした広域な包括管理・運営などが考えられる。
(1)-5. 参加する民間事業者の増加による、更なる民間活力活用の期待	<ul style="list-style-type: none">●広域化により、単独の場合より多くの民間事業者が地域プラットフォームに参加することが期待され、地方公共団体にとってはより多くの民間のノウハウやアイデア等を活用することができる。また、事業参画できるノウハウ等を身に付けた民間事業者が増えることにより、事業実施時に応募者が増え、競争原理の発揮による良質な提案が期待できる。
(2) 民間事業者のメリット	
(2)-1. 広範な異業種企業とのネットワーク構築の可能性	<ul style="list-style-type: none">●民間事業者は、広域的な地域プラットフォームに参加することによって、自らの営業エリアに係る PPP/PFI 事業に関する情報を一度に収集することが可能となるだけでなく、エ

リア内の異業種企業ともネットワーク構築の機会を得ることができ、ビジネスチャンスが拡大する可能性が生じる。

1-2. 広域化の課題

地域プラットフォームにおいては、前述のとおり広域化のメリットも多いが、一方で、以下の通り考慮すべき課題もある。

(1) 複数の地方公共団体間における調整の難しさ
<ul style="list-style-type: none"> ●複数の地方公共団体が連携して地域プラットフォームの企画・運営を行う場合、連携する地方公共団体の数が多ければ多いほど、庁内における調整や地方公共団体間の調整等に時間を要することが想定される。 ●したがって、関係する地方公共団体間で協議を重ね、それぞれの課題や取組みを共有したうえで、地域プラットフォームの方向性を調整し、定める必要がある。また、この場合、特に広域化を牽引する地方公共団体によるイニシアチブの発揮が求められる。
(2) 関連する地方公共団体における共通認識の確立
<ul style="list-style-type: none"> ●広域化については、関連する地方公共団体が自らの地域のみを優先するのではなく、広域の経済圏での利益を優先するという共通認識を確固たるものにできるか否かが問われると考えられる。 ●したがって、地域プラットフォームを広域化する際に関係する地方公共団体は、互いに対等な立場で連携するよりも、法や協定により広域の行政圏が形成され、その結果が強固なエリアで形成されることが望ましいと考えられる。例えば、都道府県域や連携中枢都市圏などの経済圏ごとに地域プラットフォームを形成する形態があげられる。

1-3. 広域の地域プラットフォームのあり方について

既述のとおり、広域の地域プラットフォームにおいては官民による幅広いネットワークの構築や地方公共団体の垣根を超えた官民連携事業の推進に寄与するなどのメリットを有する一方で、他の地方公共団体の手前、特定の地方公共団体が自らの案件形成や個別事業の推進に係る官民対話を実施することは現実的に難しく、広域であること特有の課題等にも配慮する必要がある。

したがって、広域の地域プラットフォームと地方公共団体単位の地域プラットフォームには、それぞれ異なる利点や特徴、目的等を有することから、どちらか一方を選択するのではなく、それぞれ明確に役割分担のうえ、双方の利点を活かせるよう、併用することが有効と考えられる。具体的には、次の役割分担が考えられる。(図表Ⅲ-1 参照)

【図表Ⅲ-1】: 広域と地方公共団体単位の地域プラットフォームの役割分担

地方公共団体単位の 地域プラットフォームの役割	広域の地域プラットフォームの役割
○個別事業の事業説明や官民対話	○域内の官と民による知識習得と交流の場

○個別事業のコンソーシアム形成を目的とした交流会の開催	○域内の PPP/PFI 事業や地方公共団体単位の地域プラットフォームなどの情報共有
○地方公共団体の案件形成を目的とした官民対話や民間提案の募集	○地域の創生を目的とする地方公共団体の垣根を超えた民間提案の募集 など

2. 佐世保市等における次年度以降の活動計画

前項の検討を踏まえ、次年度以降については、佐世保市の PPP/PFI 事業を推進する「佐世保 PPP プラットフォーム」と、西九州北部地域における PPP/PFI に係る知識の底上げや広域連携に関連する PPP/PFI 事業を推進する地域プラットフォームの、それぞれ 2 つの地域プラットフォームを立ち上げ、運営することについて考察する。

2-1. 目指すべき各地域プラットフォームの枠組み

活動計画の策定にあたり、連携中枢都市圏の形成以後、それぞれの地域プラットフォームにおいて将来的に目指すべき枠組みを以下のとおり整理する。

	佐世保市	西九州北部地域
名称	佐世保 PPP プラットフォーム	西九州北部地域 PPP プラットフォーム(仮)
目的	佐世保市にとって必要となる PPP/PFI 事業の創出と推進	<ul style="list-style-type: none"> ・PPP/PFI に係る知識の底上げや域内の情報提供 ・官民による広域交流の促進 ・広域連携に関連する PPP/PFI 事業の創出と推進
定義	佐世保市が PPP/PFI 事業について情報提供や民間と対等な立場で意見交換を行う場	PPP/PFI に係る知識やノウハウ等の習得や個別事業を情報提供するセミナーの開催、広域連携に関連した PPP/PFI 事業に係る官民による対話や民間提案の募集を行う場
参加資格	平成 28 年度における佐世保 PPP プラットフォームの参加資格と同様とする。	

2-2. 活動計画案

前項を踏まえ、目指すべき各地域プラットフォームの枠組みに向けては、佐世保市が単独で運営するフェーズ、周辺都市も運営に参加しながら連携中枢都市圏が形成されるまでのフェーズ、連携中枢都市圏の形成以降のフェーズなど、その状況等に応じながら、段階的に進めていくものとして、活動計画を検討する。

(1) 「佐世保 PPP プラットフォーム」の活動計画

今年度開催した「佐世保 PPP プラットフォーム」については、今年度の協議結果を踏まえつつ、引き続き「名切地区再整備事業」をテーマとして、官民対話のあり方を検討していく必要がある。

そのうえで、次の展開としては今回の地域プラットフォームを通して得たノウハウや明らかとなった課題などを踏まえ、対象分野を拡大し、具体的な案件の発掘、個別案件の

事業化に向けて、民間と対話する場として、佐世保市におけるPPP/PFI事業の推進に向けた展開が考えられる。活動計画の詳細については、次の図Ⅲ-2に示す。

(2) 「西九州北部地域PPPプラットフォーム(仮)」の活動計画

一方で、「西九州北部地域PPPプラットフォーム(仮)」については、域内の官と民が参画し、PPP/PFIに係る基礎的知識や先進事例等を学習するとともに、広範な官民ネットワークを形成する交流の場として活用する。

さらには、平成31年度の連携中枢都市圏の形成を契機に、広域連携に関連したPPP/PFI事業を推進する場として展開するとともに、同地域の活性化に向けた地方公共団体の垣根を超えた民間提案の募集などを展開していくことが望ましいと考えられる。活動計画の詳細については、次の図Ⅲ-2に示す。

【図表Ⅲ-2】: 次年度以降の活動計画(案)とイメージ図

年度		役割(内容)	
		佐世保PPPプラットフォーム	西九州北部地域PPPプラットフォーム(仮)
H29年度	前	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎的知識や事例等の勉強会および官民交流の場 ■「名切地区再整備事業」に係る官民対話 	/
	後	<ul style="list-style-type: none"> ■案件形成に向けた官民対話の実施 	
H30年度以降		<ul style="list-style-type: none"> ■個別PPP/PFI事業の推進(官民対話等) ■案件形成に向けた官民対話の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ■基礎的知識や事例等の勉強会および官民交流の場 ■域内のPPP/PFIに係る情報共有

